

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公表番号】特表2009-525942(P2009-525942A)

【公表日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2008-554389(P2008-554389)

【国際特許分類】

C 03 C 3/091 (2006.01)

C 03 C 3/095 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

C 03 C 3/091

C 03 C 3/095

G 02 F 1/1333 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月22日(2010.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

ダウンドロー法によりアルカリを含まないガラスシートを製造する方法であって、バッヂ材料を選択し、溶融し、そして清澄する各工程を含み、前記シートを構成するガラスが、 SiO_2 、 Al_2O_3 、 B_2O_3 、 MgO 、 CaO および BaO を含み、かつ酸化物基準において、

(i) 2.0モルパーセント以上の MgO 含量、

(ii) 3.0モルパーセント以上の CaO 含量、および

(iii) 1.0モルパーセント以上の BaO 含量

を含み、ここで、

(a) 前記ガラスが、1.15以上の $(\text{MgO} + \text{CaO} + \text{SrO} + \text{BaO}) / (\text{Al}_2\text{O}_3)$ 比を有し、式中、 Al_2O_3 、 MgO 、 CaO 、 SrO および BaO は、各酸化物成分のモルパーセントを表し、

(b) 前記清澄を、大量のヒ素を用いずに実施し、

(c) 溶融および清澄したバッヂ材料から前記ダウンドロー法により製造された50枚の連続したガラスシートの集合体の平均ガス含有レベルが、0.10ガス含有/立方センチメートル未満であり、前記集合体の各シートの体積が、少なくとも500立方センチメートルであることを特徴とする方法。